

公益信託 化学研究者育成MC奨学基金  
2023 年度奨学生 募集要項

1.奨学生の資格 *右記の事項すべてに該当する者	日本国籍を有し、国内の大学院理学(系)研究科において化学を専攻する大学院生で、学業・人物ともに優秀であり、わが国の基礎化学の発展の担い手となり得る人材で経済的理由により修学が困難な状況にある者。 (申請時修士課程2年生が対象：給付は博士後期課程1年次からです)
2.奨学金の額	月額 50,000円を給与 (返済の必要はありません。また、他の奨学金との併給も可能です。)
3.給付時期・方法	(1) 給付時期：奨学金は、原則として博士課程後期1年に進学したことを確認後、5月、7月、10月及び1月にそれぞれ3ヶ月分を支給します。 (2) 給付方法：奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。
4.給付期間	奨学生となった年の4月から、博士後期課程修業年限の終期まで3年間。 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席などしたとき、あるいは学業、生活態度などの状況により指導上必要があると認めたととき、さらに病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、休止、停止又は廃止します。この場合、受領済みの奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額をすみやかにこの公益信託の受託者に返還してください。
5.採用奨学生数(予定)	3名以内
6.申請手続	応募者は、次の書類を大学経由でこの公益信託の受託者に提出してください。 (1) 奨学金給付申請書 (【推薦者の推薦理由】は原則専攻長に記入願う。) (2) 収入証明書 (生計を一にする家族の収入を証するもの) ※給与、年金のみの場合は源泉徴収票 (写) を、自営業者等の場合は確定申告書 (写) (決算書・収支内訳書 (写) を添えて) をご提出ください。 (3) 在学証明書 (4) 成績証明書 (修士1年のもの) (5) 奨学金を必要とする具体的事由 (A4用紙1枚に800字以内) (6) 現在の研究と今後の研究計画及び将来の抱負 (A4用紙1枚に記載。図表を含めても可。) なお、上記書類は応募者ならびに推薦人に返却いたしません。  応募期間：2022年5月31日 (火) (当日消印有効)  申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送
7.奨学生の選考・決定及び通知	(1) 選考方法：各大学から推薦された奨学金申請書類を運営委員会に付議し、その選考にもとづき奨学生を決定します。 (2) 決定 (内定) 通知：2022年7月初旬頃に、選考結果を所属大学・応募者に各々通知します。
8.内定から奨学金給付開始までの手続	(1) 奨学生内定者は、2023年4月20日までに博士後期課程1年に進学したことが確認できる在籍証明書を添えて進学結果を報告する。 (2) 受託者は、内定者からの報告を受けて特段問題がなければ奨学金の給付を決定し、「3.給付時期・方法」に定める方法で奨学金を給付する。
9.修業報告書の提出	奨学生は、毎学年終了後、4月20日までに所定の生活状況報告書および成績証明書 (卒業時は卒業証明書を含む) を、この公益信託の受託者に提出してください。未提出の場合、次年度からの支給が停止となりますのでご注意ください。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ  
化学研究者育成MC奨学基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付：平日9時～17時) FAX 03-5232-8919

奨学金給付申請書 (2023 年度奨学生用)

年 月 日

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による奨学金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。

なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示されることに同意します。

私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申請者 氏名	(フリガナ)	生年 月日	年 月 日 (満 才)	国籍	日本
連絡先 住所	〒 TEL ( )				
在籍学校			博士後期課程 終了予定年月	年 月	
研究科名					
専攻名					
学歴 (高校卒業 より記入)					

他の奨学金制度受給(申請中を含む)の有無...有・無  
有りの場合、下記に記載してください。

《推薦理由》

制度名	方式 (いずれかに○)	奨学金月額 (円)
	貸与・給与	
	貸与・給与	
	貸与・給与	
	貸与・給与	
計		

※申請中で受給が未確定のものは制度名を括弧で括ってください。

《添付必要書類》

1. 収入証明書 (生計を一にする家族の収入を証するもの)
2. 在学証明書
3. 成績証明書 (修士1年のもの)
4. 奨学金を必要とする具体的事由  
(A4用紙1枚に800字以内)
5. 現在の研究と今後の研究課題及び将来の抱負  
(A4用紙1枚に記載。図表を含めても可)

推薦者	大学院・専攻名		指導 教員 所属/氏名	
	専攻長名	印		
選考結果送付先 (住所・大学・部署)		〒 TEL ( )		

注) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。(裏面あり)

《銀行使用欄》

運営担当 確認印	
-------------	--

精査 印		登録 印	
---------	--	---------	--

奨学金が支給されることとなった場合の奨学金振込口座

(※) 振込口座は、必ず、奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。

お振込先	ゆうちょ銀行の場合は、「ゆうちょ」とご記入ください。					(○をおつけください)		ゆうちょ銀行の場合は、支店名欄には店名(3桁の漢数字)をご記入ください。																					
	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>										銀行 信用金庫 信用組合 農協		<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>												支店 出張所 営業部				
預金種別	(○をおつけください)					口座番号	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																						
普通 その他 (      )																													
お受取人	フリガナ																												
	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																												
口座名義 (※)										≪注意≫口座情報に間違いがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。																			

**反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意**

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者

②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為